

令和4年（2022年）

第12回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和4年（2022年）12月22日 開催

大阪狭山市教育委員会

第12回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和4年(2022年)12月22日(木)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山田 裕洋	教育部長
寺下 憲志	教育監
山本 泰士	こども政策部長
浜口 亮	教育部次長兼教育総務グループ課長
塚本 浩二	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
酒谷由紀子	学校教育グループ課長
高橋 伸幸	社会教育グループ課長
寺本 芳之	歴史文化グループ課長
井上 和久	子育て支援グループ課長
岩間かおり	放課後こども支援グループ課長

書記

安達奈津芽	教育総務グループ主幹
平井 大地	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

日程第 1 報告第23号 大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）及び大阪狭山市立学校園の適性規模・適正配置に関する基本方針（素案）のパブリックコメントについて

日程第 2 報告第24号 令和 4 年度一般会計補正予算（第13号 教育委員会関係）について

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年第12回教育委員会定例会議を開催したいと思いをします。

教育長、よろしくお願ひします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

令和4年第12回教育委員会定例会議を始めます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名議員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

教育長の活動報告をご覧ください。

11月30日に議会の初日がございます、12月21日までが会期でございます。

主な行動ですけれども、12月3日、人権を考える市民のつどいに参加をいたしました。このとき、ポッチャ大会のデモンストレーションに参加をいたしまして、誰でもできて盛り上がるスポーツであると実感をいたしました。後ほどまた社会教育グループのほうからご報告があると思ひます。

12月6日に校長会、12月8日に園長会、12月16日に教頭会がございます、それぞれ今年最後の開催ということで、一年の労をねぎらうご挨拶をさせていただきます。

それから、12月9日、12日、議会において、代表質問、個人質問ということで、教育関係のご質問に答弁をしております。これもまた後ほど触れさせていただきますと思ひます。

12月8日、学校園のあり方検討委員会の答申書を受領しております。今西委員長より頂いて

おります。これは本日の案件となっておりますので、ご審議いただきたいと思ひます。

以上が主な内容でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議事に移りたいと思ひます。

本日の議案ですが、日程第1、報告第23号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第1、報告第23号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）及び大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）のパブリックコメントについてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料につきましては、1ページでございますが、本件につきましては、お手元にお配りさせていただきます。それと方針（素案）のパブリックコメントについてをご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に当たりましては、本市の附属機関設置条例に基づく大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会を令和3年3月に設置し、令和3年7月に諮問いたしました。

令和4年第2回の教育委員会定例会議におきまして、検討委員会の令和3年度の開催状況といたしまして、大規模化が進んでいる狭山中学校区の小・中学校と園児数が減少している市立幼稚園について重点的に議論いただき、令和4年2月15日付で意見書を頂きました。

令和4年度に入りまして、まずは小規模校化

が進んでおります南第一小学校と南第三小学校、また、施設の老朽化や2つの施設での運営が課題となっております市立こども園について検討いただき、その後、適正規模・適正配置についてまとめていくということで、本年5月以降、5回の会議を開催し、慎重かつ活発な審議を重ねていただきました。

また、この間には、方針策定の参考とするため、7月に当事者である小・中学校の児童生徒、保護者、教職員、また幼稚園、保育所等の保護者、教職員を対象にアンケート調査も実施いたしました。

これらを踏まえまして、去る12月8日に同検討委員会の今西委員長から答申書が竹谷教育長に手渡され、この答申を基にいたしました基本方針（素案）がまとまりましたので、本日、教育委員の皆様にご報告させていただき、ご承認の際には、パブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。

初めに、方針（素案）からご説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。

この方針は、第1章から第5章までの5つの章と資料編で構成しております。

それでは、第1章から順にご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1章では、「はじめに」といたしまして、（1）で、この方針の策定の背景・目的について、現在の本市の学校園を取り巻く環境の変化、現状の課題、教育委員会がこれからの学校園のあり方検討委員会で諮問を行った経緯等について述べ、（2）では、この方針の位置づけとしまして、市の最上位計画である第五次総合計画や第2期教育振興基本計画、第2期子ども・子育て支援事業計画などとの整合を図りながら、教育・保育行政の方針に即した方針とすること

としております。

2ページをお願いいたします。

第2章では、本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについてといたしまして、（1）では、学校園の標準的な規模等についての国の考え方について、幼稚園の1学級当たりの人数は35人以下、小学校の学級数は12学級以上18学級以下（1学年当たり2から3学級）、また、中学校の学級数も12学級以上18学級以下（1学年当たり4から6学級）が標準とされていることを示しております。

続いて、3ページをお願いいたします。

ここでは、人口推移と将来推計につきまして、まず では、本市の昭和55年から令和2年までの国勢調査における総人口の推移、 では、令和27年までの将来推計値を記載しております、令和2年は5万8,738人でしたが、令和27年には5万370人まで減少し、年少人口いわゆる0歳から14歳も7,791人から5,780人まで減少する見込みであるということを示しております。

4ページをお願いいたします。

ここでは、（3）園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しにつきまして、まず では、平成13年度から令和2年度までの幼稚園の園児数と学級数の推移について記載しております、市立幼稚園の園児数は、平成16年度の548人、24学級をピークとして、令和2年度には190人、11学級にまで減少しているということを示しております。

次に、 では、平成13年度から令和2年度までの小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移と令和22年度の推計値を記載しております、令和2年度以降、緩やかに減少し、令和12年度には児童数が2,903人、99学級、生徒数が1,605人、44学級、令和22年度には児童数が2,356人、90学級、生徒数が1,174人、33学級にまで減少する見込みであるということを示しております。

5ページをお願いいたします。

こちらは、現在の小・中学校の状況といたしまして、令和4年度の各学校の児童生徒数と学級数、また、下段の表は、今後の見通しといたしまして、令和2年の実績値に加え、令和7年、12年、17年、22年の各学校の児童生徒数、学級数の推計値を記載しております。

続いて、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは、学校園の配置状況につきまして、本方針の対象施設であります幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の建築年や建物構造等の一覧表を掲載し、7ページでは、学校園の位置図及び各小学校・中学校の校区図を表しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第3章で、幼稚園・こども園の適正規模・適正配置についてまとめております。

まず、(1)で基本的な考え方について、下から3行目に記載のとおり、公立園での教育・保育を選択する機会を保障し、小・中学校との連携、特別支援教育の充実やセーフティーネット機能など、公立園の果たすべき役割を維持することの重要性を考え、適正規模を見据えつつ、幼稚園、こども園ともに引き続き公立として維持していくこととしております。

(2)では、幼稚園の適正規模につきまして、国の基準や保護者アンケートの結果を踏まえ、下から3行目に記載しておりますとおり、全ての年齢で2～3クラスの複数学級とし、1学級当たりの園児数を、3歳児では10人～19人、4歳児では15人～24人、5歳児では15人～29人として設定することとしております。

(3)では、必要な対策につきまして、まず、

幼稚園に対する対策といたしまして、市立幼稚園につきましては、複数学級での運営が難しい状況にあり、幼児期の発達段階に応じた集団

活動の維持・充実を図るために、適正な規模での教育・保育の機会を提供するため、再編・統合に取り組むこととしております。

また、再編・統合に当たりまして、下から4行目に記載のとおり、小学校にスムーズに移行するための教育を充実するなど幼稚園教育の充実に取り組むとともに、現在の利用者等への配慮も必要であるため、一定の移行期間を設けること、また、送迎バスの導入や預かり保育の充実、アンケート等で要望の多かった給食の実施などについて検討することとしております。

次に、こども園に対する対策といたしまして、こども園は2つの園舎で運営しているため、認定こども園の良さを活かした教育・保育の実践が重要な課題となっていること、施設の維持管理や職員配置においても非効率的な運営が続いていることから、1つの園舎での運営の実現に向けて、園舎の移転、建て替えや増改築による施設の統合を進めていくとともに、定員の見直しや満3歳児保育の実施についても検討することとしております。

なお、具体的な再配置の手法や時期、立地については、小・中学校適正配置や市全体の公共施設の再配置の取組、今後のまちづくりの動向なども視野に入れながら、他の施設との複合化も含め、検討を進めていくこととしております。

10ページをお願いいたします。

続いて、第4章では、小学校・中学校の適正規模・適正配置についてまとめております。

まず、(1)で、基本的な考え方につきまして、上から6行目に記載のとおり、学校規模の適正化は様々な要素が絡む課題ですが、あくまでも児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきであり、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、保護者や地域住民の共通理解

を図りながら、適正化に向けて検討していく必要があるとし、小学校・中学校は、地域のコミュニティの核としての性格や、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、将来のまちづくりの視点を踏まえた検討が必要であるとしております。

(2)では、学校規模について、まず、小学校は、12学級以上18学級以下(1学年当たり2から3学級)を標準とし、24学級(1学年当たり4学級)までは許容範囲とするとしております。その上で、全学年が1学級となる6学級を下限として適正規模を下回る学校を小規模校、1学年5学級となる30学級を上限として適正規模を上回る学校を大規模校として設定することとしております。

これは、国が示す標準規模が12学級以上18学級以下となっていることや、教職員のアンケートにおきましても、1学年当たりの望ましい学級数として「3クラス」が最も多く見られることから、国の基準は参考にすべき適正な学校規模の水準であると考えられること、また、一方で、本市の小学校では、これまで複数の学校におきまして18学級を超えて運用されてきた経過もあり、保護者のアンケートにおきましても、1学年当たりの望ましい学級数として「3クラス」に次いで「4クラス」という意見も多く見られることから、これらのことを考慮し、24学級(1学年当たり4学級)までは適正な教育水準を維持する上で許容できる範囲にあると考えられるとしております。

以上のことから、本市における学校規模の基準としましては、適正規模を12学級以上18学級以下(1学年当たり2から3学級)とすることを基本とした上で、各校の実態に合わせて24学級(1学年当たり4学級)までを許容する範囲として設定することとしております。

11ページをお願いいたします。

中ほど、番の中学校は、12学級以上18学級以下(1学年当たり4から6学級)を標準とし、全学年が2学級となる6学級を下限として適正規模を下回る学校を小規模校とし、1学年8学級となる24学級を上限として適正規模を上回る学校大規模校として設定することとしております。

こちらにつきましても、国が示す標準規模としまして12学級以上18学級以下となっており、アンケートにおいても、1学年当たりの望ましい学級数として、教職員では「4クラス」が最も多く、次いで「5クラス」となっており、保護者の回答におきましては「5クラス」が最も多く、次いで「4クラス」、「6クラス」という順になっております。これらはいずれも国の考え方の範囲内であるため、本市における学校規模の基準としましては、国の考え方に準じ、適正規模を12学級以上18学級以下(1学年当たり4から6学級)として設定することとしております。

なお、小・中学校とも学校規模の区分は、本市の将来を見据え、全市的に基準として設定するもので、各学校によって校舎や運動場の規模など、それぞれの置かれている状況は異なりますので、適正規模の範囲にあればよいということではなく、各学校において、よりよい教育環境の実現に向けた取組を推進することとしております。

次に、12ページをお願いいたします。

(3)として、通学距離・通学時間について、また、(4)としまして、学校規模の適正化の検討が必要な範囲についてとなっており、まず、通学距離・通学時間についてですが、下から7行目のほうに記載しておりますとおり、今後、校区の変更や施設の再配置等を検討する必要がある場合においては、現状における最長距離(小学校は2.2キロ、中学校は3.1キロ)を大き

く上回ることはないよう配慮するとともに、子供たちの通学と安全の確保の観点から、通学路の安全性について点検するということしております。

次に、学校規模の適正化の検討が必要な範囲につきましても、小・中学校ともに適正規模校を基準としつつ、児童生徒の増減等により小規模あるいは大規模校となる場合においては、適正規模の範囲に収まるよう対策の実施を検討し、特に過小規模または過大規模となることが見込まれる状況に至った場合には、早急に具体的な対策を実施するということしております。

続いて、13ページからは、(5)といたしまして、必要な対策についてまとめております。

まず、大規模校に対する対策といたしまして、(ア)通学区域の見直し、(イ)通学区域の弾力化、(ウ)既設の学校の増改築等、14ページにいきまして、(エ)近隣校の学校施設の共同利用、(オ)小中学校が連携した9年制の義務教育の推進までの5つの手法を上げております。

続いて、に小規模校に対する対策といたしまして、(ア)通学区域の見直し、(イ)通学区域の弾力化、15ページにわたりまして、(ウ)隣接する学校同士の統合、(エ)小中学校が連携した9年制の義務教育の推進の4つの手法を上げております。

適正規模の範囲を超え、大規模校となる場合や、現に大規模なっている場合は、また、適正規模校の範囲を下回り、小規模校となる場合、または現に小規模校となっている場合には、それぞれの適正規模の範囲に収まるよう、こちらに今掲げております対策の実施を検討することとしております。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。

既に適正規模・適正配置の観点から課題を抱

えている学校も見られるため、ここでは、(5)に示した必要な対策に基づき、(6)といたしまして、各中学校区の現状と今後の方向性について個別に整備し、各中学校区の対応を定め、今後はこの方針に基づき、それぞれの学校の状況等に応じて優先順位づけを行い、速やかかつ着実な取組の推進に努めることしております。

まず、狭山中学校区(東小、北小、狭山中)につきましても、17ページ下段の参考図にありますとおり、令和4年時点の学級数で見ますと、東小学校は大規模校、北小学校と狭山中学校は適正規模校となっておりますが、狭山中学校区の下から7行目から記載しておりますとおり、特に東小学校と狭山中学校につきましても、以前から運動場の狭さが指摘されているとともに、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、速やかな対応が求められており、改善するためには、建て替えなど根本的な改善が必要というふうに考えられます。

建て替えや増築を検討する場合には、通学する子供たちが小学校と中学校で連続して建て替え等を経験することなく、また、その対応が遅れることのないよう、その実施時期については慎重に検討するとともに、児童生徒の移動の安全性を確保した上で、プールや体育館など、体育スペースの共同利用などについても検討するものとします。

次に、南中学校区(南第一小、南第二小、南第三小、南中学校)につきましても、特に南第一小学校と南第三小学校は小規模校、南第二小学校と南中学校は適正規模というふうになっておりますが、南第一小と南第三小は既に学年によって単学級が生じており、今後の見直しにおきましても、35人学級の導入を考慮しても将来的には全学年で単学級となる見込みとなっております。

南第一小学校と南第三小学校は小規模校同士で隣接しているため、両校を統合した場合には、中長期的に各学年2学級以上が実現できると見込まれることから、今後の狭山ニュータウン地区の状況など、将来の見通しについても注視しつつ、統合について検討することとしております。

なお、南第二小学校と南中学校は適正規模にあり、今後も当面の間は適正規模を維持する見通しであることから、適切に施設の維持管理を行いながら現状維持に努めるということとしております。

最後に、第三中学校区（西小、第七小、第三中学校）につきまして、この3校はいずれも現在適正規模校となっており、今後も当面の間は適正規模を維持する見通しですが、今後の宅地開発の状況など、将来の見通しについて注視しつつ、適切に施設の維持管理を行いながら現状の維持に努めることとしております。

18ページをお願いいたします。

最後に、第5章といたしまして、今後の進め方についてのまとめとして、今後、教育委員会が取組を推進するに当たって、（1）子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の実現、（2）で、速やかかつ着実な取組みの推進、（3）社会情勢の変化を踏まえた見直しと情報発信の3点を考慮することとしております。

なお、19ページ以降は、参考資料といたしまして、答申書の鑑文、20ページには、学校規模によるメリット・デメリット、21ページ以降は、アンケート調査結果の抜粋を掲載しております。

以上が方針（素案）の構成、概要等でございます。

続きまして、パブリックコメントの予定等でございます。

お手元にお配りしておりますパブリックコメントの実施要項をご覧いただきまして、ただい

まご説明させていただきました方針の素案につきまして、ご承認いただきましたら、令和4年12月26日から令和5年1月20日までの期間におきまして、市のホームページをはじめ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市立公民館、図書館、総合体育館、市民活動支援センターなどを閲覧場所といたしまして広く意見募集をいたしまして、令和5年2月上旬頃には、パブリックコメントの回答といたしまして、市のホームページ等でお示しする予定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）及びパブリックコメントの説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問、結構ボリュームが多いですので、お気づきの点等ありましたら、おっしゃっていただけたらなと思います。

井上委員。

委員（井上寿美）

本当に丁寧にご議論されたんだろうなと思いながら読ませていただきました。子供たちにもアンケートを取っておられるという、本当に子供の意見もちゃんと聞きましたということも、ああ、よかったなと思っていたんですが、読ませていただいて、市民の方がお読みになったときに文脈が、おやと思われるところと違うかなというところがございまして、でも、今指摘してもどうにもならないことなんですよね。これはパブリックコメントを実施するんですよね。

教育長（竹谷好弘）

パブリックコメントを実施します。

委員（井上寿美）

ですよね。だから、今言っても仕方がないことなんです。

教育長（竹谷好弘）

内容によりますけれども。

委員（井上寿美）

文脈の話。いや、取りあえず申し上げます、訂正してくださいということ強く求めているわけじゃなくて。

8ページなんです、第3章の幼稚園・こども園の基本的な考え方で、最後の段落です。

「保護者へのアンケートでは、将来的に幼稚園は認定こども園化が望ましいといった回答も見られましたが」ときたら、あれ、じゃ、もうこども園はやめるのかなと思って読んだら、「幼稚園、こども園ともに、引き続き、公立として維持していくこととします」ということですので、今のこども園は幼保連携型認定こども園ですよ。ですから、これ、何か「が」の1文字がすごく混乱するなと思って読ませていただいたんです。

例えば、将来的には全ての幼稚園を認定こども園化が望ましいという意見があったけれども、幼稚園とこども園として引き続きだったら納得するんですが、すごく何か文脈的に気になったところがこの部分なんです。

市民の方がお読みになったときにということなんです、認定こども園化が望ましい、で、こども園と出てきたら、あれ、じゃ、この大阪狭山市のこども園は認定こども園じゃないんだらうとか、何かこのあたりも多分丁寧に説明をしておくような文章のほうが市民の方は納得しやすいのかなというふうに思ったところがありましたので、発言させていただきました。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

今の井上委員のご意見に対して、何か事務局のほうで。

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長

（塚本浩二）

すみません、保育・教育グループから説明させていただきます。

こちらの表現なんですけれども、確かに認定こども園は市の公立として1園ございますけれども、こちらで書かせていただいていますのは、現状の幼稚園の保護者の意向としてこども園化が望ましいということで、前に、幼稚園はこども園化が望ましいという回答も得られたけれども、幼稚園は引き続きこども園化にするのではなくて、公立で維持していきたいということで表現させていただいていますので、今現状は認定こども園で、現状の認定こども園自体は幼稚園ではございませんので、今現状の幼稚園は認定こども園化が望ましいということでの表現をさせていただいております。

以上です。

委員（井上寿美）

すみません、もちろんそうだろうなと思うんですが、それが、今のご説明がなくても皆さんそのように読み取れる文章になっているのかなという疑問でした。ご意向はとてもよく分かりました。

ただ、もうこれについては、このままパブリックコメントにということであれば、最終のところまで修正なのかなというふうにも思いながらですが、すみません、細かなことを申し上げておりますが、やっぱり説明がないと分かりにくいのかなというふうに、今のご説明を聞いてなお一層思いました。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

今のパブリックコメントにかける前段階での修正作業というのが可能なかどうかという手続上の話ですけれども、基本的に、あり方検討委員会からの答申の文章を基に素案という形になっていますので、ちょっと大きな文言修正す

ると、また手順の戻りというのがあるんですけども、一旦この状態でパブリックコメントに臨んで、そこでいろいろ違うご意見をいただいたり、場合によってはここに対する意見もいただくかもしれませんので、それをもって総合的に、また修正の必要があれば対応するというふうなことでよろしいでしょうか。

委員（井上寿美）

はい、ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

はい。じゃ、そういう対応をしたいと思いません。ありがとうございます。

ほかに何か全体について、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

はい。

委員（山田順久）

質問なんですけれども、最後の資料の答申書の（鑑）（写）というのはパブリックコメントには載らない。

教育長（竹谷好弘）

これはどうでしょうか、手続的にどうでしょうか。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

一応この状態で、資料1から3も掲載した形でパブリックコメントをさせていただくというふうには考えております。

教育長（竹谷好弘）

はい。

委員（山田順久）

20ページのところで、これは文科省の資料の引用だと思うんですけども、学校運営面・財政面のところで「子供一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい」とか、そうでないとかいう、そういうふうな表現があるんですけども、このパブリックコメントの今説明聞いた範囲では、こういうことは全然考えずに、子供たちに

とってどうしたらいいのかということを中心に考えてはるように思いますので、あくまでこれは文科省の引用だということは分かっていますけれども、ちょっと見られる保護者、地域の方々から見たら、何か一定規模あるほうが効率いいのではないかといったような、そういう変に誤解を招くような文言かなというふうにちょっと思ったんですけども、ただ、これは資料ということで、掲載するのは構わないと思いませんけれども。

教育長（竹谷好弘）

今の山田委員のご意見に対して、事務局、何かありますでしょうか。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

今、山田委員おっしゃったとおり、この資料につきましては、あり方検討委員会の会議でもその同じ資料を基にご議論いただいたものでございます。

文科省のほうで作りましたものを参考といたしまして作成したものでございまして、一方で、この資料に基づきまして、学校規模によるメリット・デメリットというところ辺についてご議論いただいたんですけれども、おっしゃっていただいたとおり、いわゆる学校施設の管理とか運営の経費について、そこについては一切議論の対象ではないと。あくまで子供たちにとっての適正規模はどうかということですので、いわゆる施設の維持管理、学校のここに書いてあるようなところが作用したということでは決まらせていたんですけれども、ただ、資料として、ご指摘のとおり、そういったところのご認識を持たれる市民の方というのはいらっしゃる可能性はあると思うんですけども、検討委員会の中では、ここの部分について特に掘り下げてということではございません。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

はい。

委員（山田順久）

あと、質問なんですけれども、ここの中で、支援学級とかのことは適正規模ということで触れられていないと思うんですけれども、そのあたりのところは、あり方検討委員会の中ではどんな形で議論されたのかお伺いしたいんですけれども。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

こちらの今のご指摘、ご質問の支援学級のところについても、そういった議論というのは、あくまで普通学級というところをベースに議論いただいたというところがございます。

ただ、答申の中にもありますように、各学校によって支援学級の数とか特別教室の数は違いがあるのでということについては、一定考慮していくということをご意見としていただいておりますので、そういったところでは考慮していくという答申はいただいております。

以上でございます。

委員（山田順久）

はい、ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

それでは、ほかに何かお気づきの点等、ご質問ありますでしょうか。どうでしょうか、特にありませんでしょうか。

そうしましたら、これ、年度末までのスケジュール感について、ちょっと事務局のほうでご説明いただきたいんですが、パブリックコメントを実施して、素案がご意見いただいた中で最終的に方針として決定して、去年も総合教育会議でこの話について議論していますので、その辺の進め方で、最終どういうところに行くのか

というふうなところら辺についてお願いしたいと思います。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

今後のスケジュール感でございますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、パブリックコメント実施後、2月の中旬には、まず市の教育委員会としての考え方でお示しすると。

最終的には、方針の決定につきましては、来年2月の教育委員会の定例会議のほうに議案として上程させていただきますので、その上でご承認いただきましたら、その方針をもって2月の下旬に予定しております総合教育会議のほうで、市長と教育委員の皆さんで意見交換をしていただくというふうに考えております。

総合教育会議におきまして、いわゆる教育委員会としての基本方針に基づいて、今後どういった手順を進めていくかとか、そういったところについてを中心に、市長と教育委員の皆様とご議論いただきたいというふうに考えておまして、公表という手順にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

今のスケジュールも含めて、全体的に何かご質問等ありましたら、最後、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見等ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、報告第23号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（素案）については、承認されました。

続きまして、日程第2、報告第24号、令和4年度一般会計補正予算（第13号 教育委員会関

係)についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長(浜口亮)

それでは、日程第2、報告第24号、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第13号 教育委員会関係)につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育総務グループから一括してご説明させていただきます。

資料につきましては、2ページから5ページまでとなっております。

今回の補正予算につきましては、令和4年度人事院勧告に基づく給料月額改定に伴い、会計年度任用職員報酬と期末手当を増額することについて、今12月議会に追加提案し、承認されたものでございまして、事業ごとの個別の説明は割愛させていただきます。

先に歳出のほうからご説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の児童福祉管理事業から4ページの子育て支援センター費の子育て支援・世代間交流センター施設運営事業まで、会計年度任用職員報酬の合計で305万2,000円、期末手当の合計で26万3,000円の増額でございます。

次に、教育費、教育総務費、教育指導費の学校教育管理事業から6ページの社会教育費、社会教育施設管理費の青少年野外活動広場管理運営事業まで、会計年度任用職員報酬の合計で215万2,000円、期末手当の合計で27万1,000円の増額でございます。

これら全てを合わせまして、歳出につきましては573万8,000円の増額補正でございます。

次に、歳入でございますが、資料の3ページ

のほうにお戻りください。

国庫支出金、国庫補助金及び府支出金の子ども・子育て支援交付金につきましては、ただいまご説明しました会計年度任用職員報酬と期末手当の増額のうち、放課後児童会支援員に係る経費に対する交付金としましてそれぞれ78万5,000円の増額で、歳入につきましては合計157万円の増額補正でございます。

以上が補正予算の内容でございますが、ご質問等ございましたら、各担当グループから詳細につきましてご説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第2、報告第24号、令和4年度一般計補正予算(第13号 教育委員会関係)については承認されました。

以上をもちまして、本日の議案は全て終了をしていただきましたので、これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員